

【介護職員等処遇改善加算の取得状況】

介護保険事業所番号	事業所名	サービス名	算定する介護職員等処遇改善加算の区分	介護福祉士等配置要件
2371400140	特別養護老人ホーム緑生苑	介護老人福祉施設	加算Ⅰ	日常生活継続支援加算
2371400140	特別養護老人ホーム緑生苑	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
2371400272	緑生苑デイサービスセンター	通所介護、通所型サービス(独自)	加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
2371200839	特別養護老人ホーム南生苑	介護老人福祉施設	加算Ⅰ	日常生活継続支援加算
2371200821	南生苑短期入所事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
2391200322	南生苑デイサービスセンター	(介護予防)認知症対応型通所介護	加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

【介護職員の資質向上の取り組み】

※専門的な知識や技術を習得し、個別ケアを実践していく

資格取得のための支援	・介護福祉士による医療的ケアを安全、適切に実施するための喀痰吸引(第2号)研修の受講を図る(受講料施設負担)
	・認知症ケアの理解を深め、ストレスなく適切な介護が提供できる体制を構築するため、実践者研修・リーダー研修の受講を図る(勤務内受講・受講料施設負担)
	・介護福祉士を目指す職員に対して、介護職員実務者研修の受講を図る(受講費最大5万円支援:非常勤職員含む)
研修の機会の提供	・年間研修計画に基づき実施 ・WEB研修契約による各自の個別課題解決への環境整備

【介護職員等の賃金等処遇改善の取り組み】

処遇改善加算による改善	・年1回(4月)に原則、基本給、時給の昇給を行う ・非常勤職員の時給20～60円の増額 ・学歴による最低昇格基準を設けて、勤続年数により昇格する ・夜勤手当:7,000円/回(内2,000円/回増額)
(資格取得による改善)	・介護職員実務者研修修了者:月額3,000円【20円】 ・介護福祉士:月額7,000円【60円】(内、5,000円【40円】増額) 【 】は非常勤職員の時給額
特定処遇改善による改善	・経験年数・国家資格・リーダー等役職者の3要件を基準とした特定処遇手当を支給(給与規定)
特別処遇改善支援金による改善	介護職員に対して支援手当として支給 ・正規職員:月額12,000円 ・週25時間以上の非常勤職員(業務士を除く):時給60円
賞与への上乗せ	・処遇改善加算の支給額を上回る賃金となるように賞与にて支給する

【介護職員等の職場環境改善の取り組み】

入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための取組	・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ・介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ・介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器の導入
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供